

論点整理ペーパー及び農薬専門調査会体制（平成 22 年 6 月農薬専門調査会決定）

	頁
（既に食品健康影響評価の結果を有している農薬）	
フェントエート	1
（食品健康影響評価を実施する部会を指定する農薬）	
テブフェンピラド	4
フェンピロキシメート	7
ホサロン	10
農薬専門調査会体制（平成 22 年 6 月農薬専門調査会決定）	13

【部会でADIが決定し幹事会へ報告する農薬】

フェントエート

(評価第一部会でADI決定)

諮問理由	化学構造	作用機序	用途	評価資料
・清涼飲料水 ・暫定基準 ・適用拡大	有機リン	AChE 活性阻害	殺虫剤	・農薬抄録 ・ JMPR 資料 ・追加資料要求に対する 回答資料

【審議の経緯】

旧総合評価第一部会（2009年10月21日）で1回目の審議が行われ、11項目の追加資料要求事項が出された。

2010年9月に追加資料要求事項に対する回答が提出されたため、第7回評価第一部会（2011年4月27日）で2回目の審議が行われ、ADIが設定された。

【試験成績の概要】

1. 動物体内運命試験

ラットにおける吸収率は79.8～87.8%、組織残留性は認められず、主要排泄経路は尿中であつた。尿中に親化合物は検出されず、主要代謝物はFであつた。

2. 植物体内運命試験

水稻では親化合物は速やかに代謝され、代謝物B、C及びDが検出されたが、いずれも処理1日後には10%TRR以下となった。みかんにおける主要残留成分は親化合物であり、代謝物（B、D及びG）は1%TRR未満であつた。

3. 作物残留試験

フェントエートを分析対象化合物とした作物残留試験の結果、最高値は最終散布28日後に収穫した温州みかん（果皮）の4.65 mg/kgであつた。

4. 毒性試験

主な毒性影響はChE活性阻害であつた。発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。

フェントエート(PHENTHOATE)

	残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	Codex	米	豪	加	E	N	類		残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	Codex	米	豪	加	E	N	類
農産物に係る基準値												みかん	0.1	現行	0.1	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	
米(玄米)	0.05	現行	0.05	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		なつみかん					-----	-----	-----	-----	-----	-----	
小麦	0.4	登録		0.4							4	なつみかんの外果皮	0.1	登録		0.1							4
大麦	0.4	登録		0.4							4	なつみかんの果実全体	0.1	登録		0.1							4
ライ麦	0.4	登録		0.4							4	レモン	0.1	登録		0.1							4
とうもろこし	0.4	登録		0.4							4	オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.1	登録		0.1							4
そば	0.4	登録		0.4							4	グレープフルーツ	0.1	登録		0.1							4
その他の穀類	0.4	登録		0.4							4	ライム	0.1	登録		0.1							4
大豆	0.05	登録		0.05							4	その他のかんきつ類果実	0.1	登録		0.1							4
小豆類	0.05	登録		0.05							4	りんご	0.1	登録		0.1							4
えんどう	0.05	登録		0.05							4	日本なし	0.1	現行	0.1	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	
そら豆	0.05	登録		0.05							4	西洋なし	0.1	現行	0.1	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	
らっかせい	0.05	登録		0.05							4	マルメロ	0.1	登録		0.1							4
その他の豆類	0.05	登録		0.05							4	びわ	0.1	登録		0.1							4
ばれいしょ	0.05	登録		0.05							4	もも	0.1	現行	0.1	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	
さといも類(やつがしらを含む。)	0.05	登録		0.05							4	ネクタリン	0.1	登録		0.1							4
かんしょ	0.05	登録		0.05							4	あんず(アブリコットを含む。)	0.1	登録		0.1							4
やまいも(長いものをいう。)	0.05	登録		0.05							4	すもも(プルーンを含む。)	0.1	登録		0.1							4
こんにやくいも	0.05	登録		0.05							4	うめ	0.1	登録		0.1							4
その他のいも類	0.05	登録		0.05							4	おうとう(チェリーを含む。)	0.1	登録		0.1							4
てんさい												いちご	0.1	登録		0.1							4
さとうきび												ラズベリー	0.1	登録		0.1							4
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.1	登録		0.1							4	ブラックベリー	0.1	登録		0.1							4
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.1	登録		0.1							4	ブルーベリー	0.1	登録		0.1							4
かぶ類の根	0.1	登録		0.1							4	クランベリー	0.1	登録		0.1							4
かぶ類の葉	0.1	登録		0.1							4	ハックルベリー	0.1	登録		0.1							4
西洋わさび	0.1	登録		0.1							4	その他のベリー類果実	0.1	登録		0.1							4
クレソン	0.1	登録		0.1							4	ぶどう	0.1	登録		0.1							4
はくさい	0.1	登録		0.1							4	かき	0.1	登録		0.1							4
キャベツ	0.1	登録		0.1							4	バナナ	0.1	登録		0.1							4
芽キャベツ	0.1	登録		0.1							4	キウイ	0.1	登録		0.1							4
ケール	0.1	登録		0.1							4	パパイヤ	0.1	登録		0.1							4
こまつな	0.1	登録		0.1							4	アボカド	0.1	登録		0.1							4
きょうな	0.1	登録		0.1							4	パイナップル	0.1	登録		0.1							4
デンゲンサイ	0.1	登録		0.1							4	グアバ	0.1	登録		0.1							4
カリフラワー	0.1	登録		0.1							4	マンゴ	0.1	登録		0.1							4
ブロッコリー	0.1	登録		0.1							4	パッションフルーツ	0.1	登録		0.1							4
その他のあぶらな科野菜	0.1	登録		0.1							4	なつめやし	0.1	登録		0.1							4
ごぼう	0.1	登録		0.1							4	その他の果実	0.1	登録		0.1							4
サルシフィー	0.1	登録		0.1							4	ひまわりの種子	0.1	登録		0.1							4
アーティチョーク	0.1	登録		0.1							4	ごまの種子	0.1	登録		0.1							4
チコリ	0.1	登録		0.1							4	べにばなの種子	0.1	登録		0.1							4
エンダイブ	0.1	登録		0.1							4	綿実	0.1	登録		0.1							4
しゅんぎく	0.1	登録		0.1							4	なたね	0.1	登録		0.1							4
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	0.1	登録		0.1							4	その他のオイルシード	0.1	登録		0.1							4
その他のきく科野菜	0.1	登録		0.1							4	ぎんなん	0.1	登録		0.1							4
たまねぎ	0.1	登録		0.1							4	くり	0.1	登録		0.1							4
ねぎ(リーキを含む。)	0.1	登録		0.1							4	ペカン	0.1	登録		0.1							4
にんにく	0.1	登録		0.1							4	アーモンド	0.1	登録		0.1							4
にら	0.1	登録		0.1							4	くるみ	0.1	登録		0.1							4
アスパラガス	0.1	登録		0.1							4	その他のナッツ類	0.1	登録		0.1							4
わけぎ	0.1	登録		0.1							4	茶	0.1	登録		0.1							4
その他のゆり科野菜	0.1	登録		0.1							4	コーヒー豆											
にんじん	0.1	登録		0.1							4	カカオ豆											
パースニップ	0.1	登録		0.1							4	ホップ											
パセリ	0.1	登録		0.1							4	その他のスパイス(種子を除く。)	0.1	独立									
セロリ	0.1	登録		0.1							4	その他のハーブ	0.1	独立									
みつば	0.1	登録		0.1							4												
その他のせり科野菜	0.1	登録		0.1							4												
トマト	0.1	登録		0.1							4												
ピーマン	0.1	登録		0.1							4												
なす	0.1	登録		0.1							4												
その他のなす科野菜	0.1	登録		0.1							4												
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.1	登録		0.1							4												
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.1	現行	0.1	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	4												
しろうり	0.1	登録		0.1							4												
すいか	0.1	登録		0.1							4												
メロン類果実	0.1	登録		0.1							4												
まくわうり	0.1	登録		0.1							4												
その他のうり科野菜	0.1	登録		0.1							4												
ほうれんそう	0.1	登録		0.1							4												
たけのこ	0.1	登録		0.1							4												
オクラ	0.1	登録		0.1							4												
しょうが	0.1	登録		0.1							4												
未成熟えんどう	0.1	登録		0.1							4												
未成熟いんげん	0.1	登録		0.1							4												
えだまめ	0.1	登録		0.1							4												
マッシュルーム	0.1	登録		0.1							4												
しいたけ	0.1	登録		0.1							4												
その他のきのこ類	0.1	登録		0.1							4												
その他の野菜	0.1	登録		0.1							4												

フェントエート(PHENTHOATE)

	残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	Codex	米国	豪州	加国	EU	NZ	類型		残留基準値	参考基準国	残留基準	Codex	類型
畜水産物に係る基準値												加工食品に係る基準値					
牛の筋肉												乾燥させたその他のスパイス(種子に限る。)	7	Codex		7	2
豚の筋肉												ミネラルウォーター類に係る基準値					
その他の陸棲哺乳類の筋肉																	
牛の脂肪												ミネラルウォーター類に係る基準値					
豚の脂肪																	
その他の陸棲哺乳類の脂肪												ミネラルウォーター類に係る基準値					
牛の肝臓																	
豚の肝臓												ミネラルウォーター類に係る基準値					
その他の陸棲哺乳類の肝臓																	
牛の腎臓												ミネラルウォーター類に係る基準値					
豚の腎臓																	
その他の陸棲哺乳類の腎臓												ミネラルウォーター類に係る基準値					
牛の食用部分																	
豚の食用部分												ミネラルウォーター類に係る基準値					
その他の陸棲哺乳類の食用部分																	
乳												ミネラルウォーター類に係る基準値					
鶏の筋肉																	
その他の家禽の筋肉												ミネラルウォーター類に係る基準値					
鶏の脂肪																	
その他の家禽の脂肪												ミネラルウォーター類に係る基準値					
鶏の肝臓																	
その他の家禽の肝臓												ミネラルウォーター類に係る基準値					
鶏の腎臓																	
その他の家禽の腎臓												ミネラルウォーター類に係る基準値					
鶏の食用部分																	
その他の家禽の食用部分												ミネラルウォーター類に係る基準値					
鶏の卵																	
その他の家禽の卵												ミネラルウォーター類に係る基準値					
魚介類(さけ目魚類に限る。)																	
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)																	
魚介類(すずき目魚類に限る。)																	
魚介類(その他の魚類に限る。)												ミネラルウォーター類に係る基準値					
魚介類(貝類に限る。)																	
魚介類(甲殻類に限る。)												ミネラルウォーター類に係る基準値					
その他の魚介類																	
はちみつ												ミネラルウォーター類に係る基準値					

※留意事項※

※表の見方他※

- ・「残留基準値」の列(太字・黄色背景)にある数値が、現在「食品、添加物等の規格基準(昭和34年12月28日厚生省告示第370号)」において告示されている基準値である。
- ・基準値が空欄の食品については、一律基準値0.01ppmが適用される。
- ・表中の農作物、畜水産物、加工食品の名称は、告示されているものと便宜的に異なる場合がある。
- ・個別の食品がどの分類に属するかの詳細については、別途お示しすることとしているが、該当がない食品(ワカメ等の海藻類や、ワニの肉、プロボリス等のその他食品)については、一律基準値が適用される。
- ・加工食品については、当該加工食品に基準値がある場合、また当該加工食品から派生した加工食品について判断する場合、加工食品の基準が優先して適用される。
- ・なお、加工食品のうち残留基準を設定しないものについては、原則として、残留基準に適合した原材料を用いて製造され又は加工されたものであれば、流通を可能とすることとする。

- ・表中の残留基準値は、平成17年11月29日現在のものであり、今後随時改訂されることがあり得る。
- ・表中の登録保留基準値、国際基準値、海外基準値等は、原則として暫定基準等(最終案)公表時に当方が把握していたものであり、最新の情報とは異なる可能性がある。

c厚生労働省, 2005. All rights reserved.

【食品健康影響評価を実施する部会を指定する農薬】

テブフェンピラド

諮問理由	化学構造	作用機序	用途	評価資料
- 適用拡大 - 暫定基準 - インポートトレランス申請	ピラゾール系	ミトコンドリアの電子伝達系阻害による呼吸阻害	殺虫剤	- 農薬抄録 - EFSA

【試験成績の概要】

1. 基準参照国（機関）は我が国のみ。
2. りんご、さといも等に対する適用拡大申請及びトマト、もも、アズキ、ネクタリン、えごまの葉に対するインポートトレランス申請がなされている。

【事務局における気づきの点など】

1. 動物体内運命試験でラットの T_{max} は 8～24 時間、吸収率は、45.6～74.4%であった。尿中の主要代謝物は用量にかかわらず雌雄ともカルボン酸 N であった。糞中及び胆汁中では硫酸抱合体 K が多く、ほかに尿中と同様にカルボン酸酸化体 N 及び I が認められた。
2. 植物体内運命試験でテブフェンピラドの葉及び果実への吸着/吸収率は約 40～80%であったが、代謝物を含めて移行性はほとんど見られなかった（なす、ひめりんご、りんご及びぶどう）。吸収された親化合物は容易に代謝され、主要代謝物は、水酸化体 B、F やその類縁体及びそのグルコース抱合体であり、テブフェンピラドは経時的に水溶性化合物へと代謝され、残留性は認められなかった。
3. 中・長期毒性試験においてテブフェンピラド投与による影響は、主に体重増加抑制及び肝臓（重量増加、肥大）（ラット、マウス）に認められた。また、イヌでは胃への影響（慢性胃炎、嘔吐）が認められた。発がん性についてはラットの雄でのみ肝臓の良性腫瘍（肝細胞腺腫）の増加が認められたが、悪性腫瘍の発生増加は雌雄ともに認められなかった。また、ラットの肝発がんプロモーション試験では、弱いプロモーション作用が認められたが、催腫瘍性は認められず、変異原性もなかった。
4. ラット 2 世代繁殖毒性試験において、繁殖への影響は認められなかった。いずれも影響は認められなかった。
5. ラットの発生毒性試験において、1 母動物で体重増加量等が認められる用量で、胎児の骨化遅延または骨格変異の増加が認められたが、ウサギでは胎児に対する影響は認められなかった。神経毒性及び遺伝毒性は認められなかった。

【評価を受ける部会】：評価第三部会

テブフェンピラド(TEBUFENPYRAD)

	残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	Codex	米	豪	加	E	N	類		残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	Codex	米	豪	加	E	N	類
農産物に係る基準値												みかん	0.1	現行	0.1								
米(玄米)												なつみかん											
小麦												なつみかんの外果皮											
大麦												なつみかんの果実全体	1	現行	1								
ライ麦												レモン	1	現行	1								
とうもろこし												オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	1	現行	1								
そば												グレープフルーツ	1	現行	1								
その他の穀類												ライム	1	現行	1								
												その他のかんきつ類果実	1	現行	1								
大豆												りんご	0.5	現行	0.5								
小豆類	0.2	登録		0.2							4	日本なし	0.5	現行	0.5								
えんどう	0.2	登録		0.2							4	西洋なし	0.5	現行	0.5								
そら豆	0.2	登録		0.2							4	マルメロ	0.1	現行	0.1								
らっかせい	0.2	登録		0.2							4	びわ	0.1	現行	0.1								
その他の豆類	0.2	登録		0.2							4												
												もも	0.5	現行	0.5								
ばれいしょ												ネクタリン	0.5	登録		0.5							4
さといも類(やつがしらを含む。)												あんず(アブリコットを含む。)	2	登録		2							4
かんしょ												すもも(プルーンを含む。)	2	登録		2							4
やまいも(長いものをいう。)												うめ	2	登録		2							4
こんにやくいも												おうとう(チェリーを含む。)	2	現行	2								
その他のいも類																							
												いちご	1	現行	1								
てんさい												ラズベリー	2	登録		2							4
さとうきび												ブラックベリー	2	登録		2							4
												ブルーベリー	2	登録		2							4
だいこん類(ラディッシュを含む。)												クランベリー	2	登録		2							4
だいこん類(ラディッシュを含む。)												ハックルベリー	2	登録		2							4
かぶ類の根												その他のベリー類果実	2	登録		2							4
かぶ類の葉																							
西洋わさび												ぶどう	0.5	現行	0.5								
クレソン												かき	0.5	現行	0.5								
はくさい												バナナ	0.5	登録		0.5							4
キャベツ												キウイ	0.1	登録		0.1							4
芽キャベツ												パパイヤ	0.5	登録		0.5							4
ケール												アボカド	0.5	登録		0.5							4
こまつな												パイナップル	0.5	登録		0.5							4
きょうな												グアバ	0.5	登録		0.5							4
デンゲンサイ												マンゴ	0.5	登録		0.5							4
かりふらわ												パッションフルーツ	0.5	登録		0.5							4
ブロッコリー												なつめやし	2	登録		2							4
その他のあぶらな科野菜																							
ごぼう												その他の果実	0.5	現行	0.5								
サルシフィー												ひまわりの種子											
アーティチョーク												ごまの種子											
デコリ												べにばなの種子											
エンダイブ												綿実											
しゅんぎく												なたね											
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)												その他のオイルシード											
その他のきく科野菜																							
たまねぎ												ぎんなん											
ねぎ(リーキを含む。)												くり											
にんにく												ペカン											
にら												アーモンド											
アスパラガス												くるみ											
わけぎ												その他のナッツ類											
その他のゆり科野菜																							
												茶	2	現行	2								
にんじん												コーヒー豆											
パースニップ												カカオ豆											
パセリ												ホップ											
セロリ																							
みつば												その他のスパイス	1	独立									
その他のせり科野菜												その他のハーブ	0.5	独立									
トマト	0.5	現行		0.5																			
ピーマン	0.5	その他									6-6												
なす	0.5	現行		0.5																			
その他のなす科野菜	0.5	登録		0.5							4												
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5	現行		0.5																			
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.5	現行		0.5																			
しろり	0.5	登録		0.5							4												
すいか	0.1	現行		0.1																			
メロン類果実	0.1	現行		0.1																			
まくわうり	0.1	現行		0.1																			
その他のうり科野菜	0.5	登録		0.5							4												
ほうれんそう																							
たけのこ																							
オクラ																							
しょうが																							
米成熟えんどう																							
米成熟いんげん																							
えだまめ																							
マッシュルーム																							
しいたけ																							
その他のきのこ類																							
その他の野菜	0.5	登録		0.5							4												

テブフェンピラド(TEBUFENPYRAD)

	残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	Codex	米国	豪州	加国	EU	NZ	類型		残留基準値	参考基準国	残留基準	Codex	類型
畜水産物に係る基準値												加工食品に係る基準値					
牛の筋肉												ミネラルウォーター類に係る基準値					
豚の筋肉																	
その他の陸棲哺乳類の筋肉																	
牛の脂肪												ミネラルウォーター類に係る基準値					
豚の脂肪																	
その他の陸棲哺乳類の脂肪																	
牛の肝臓												ミネラルウォーター類に係る基準値					
豚の肝臓																	
その他の陸棲哺乳類の肝臓																	
牛の腎臓												ミネラルウォーター類に係る基準値					
豚の腎臓																	
その他の陸棲哺乳類の腎臓																	
牛の食用部分												ミネラルウォーター類に係る基準値					
豚の食用部分																	
その他の陸棲哺乳類の食用部分																	
乳												ミネラルウォーター類に係る基準値					
鶏の筋肉																	
その他の家禽の筋肉																	
鶏の脂肪												ミネラルウォーター類に係る基準値					
その他の家禽の脂肪																	
鶏の肝臓																	
その他の家禽の肝臓												ミネラルウォーター類に係る基準値					
鶏の腎臓																	
その他の家禽の腎臓																	
鶏の食用部分												ミネラルウォーター類に係る基準値					
その他の家禽の食用部分																	
鶏の卵												ミネラルウォーター類に係る基準値					
その他の家禽の卵																	
魚介類(さけ目魚類に限る。)												ミネラルウォーター類に係る基準値					
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)																	
魚介類(すずき目魚類に限る。)																	
魚介類(その他の魚類に限る。)												ミネラルウォーター類に係る基準値					
魚介類(貝類に限る。)																	
魚介類(甲殻類に限る。)																	
その他の魚介類												ミネラルウォーター類に係る基準値					
はちみつ																	

※留意事項※
※茶の分析法は熱湯抽出法による。 ※類型6-6は、提出された作物残留試験等の成績を考慮。
※表の見方他※
・「残留基準値」の列(太字・黄色背景)にある数値が、現在「食品、添加物等の規格基準(昭和34年12月28日厚生省告示第370号)」において告示されている基準値である。 ・基準値が空欄の食品については、一律基準値0.01ppmが適用される。 ・表中の農作物、畜水産物、加工食品の名称は、告示されているものと便宜的に異なる場合がある。 ・個別の食品がどの分類に属するかの詳細については、別途お示しすることとしているが、該当がない食品(ワカメ等の海藻類や、ワニの肉、プロボリス等のその他食品)については、一律基準値が適用される。 ・加工食品については、当該加工食品に基準値がある場合、また当該加工食品から派生した加工食品について判断する場合、加工食品の基準が優先して適用される。 ・なお、加工食品のうち残留基準を設定しないものについては、原則として、残留基準に適合した原材料を用いて製造され又は加工されたものであれば、流通を可能とすることとする。 ・表中の残留基準値は、平成17年11月29日現在のものであり、今後随時改訂されることがあり得る。 ・表中の登録保留基準値、国際基準値、海外基準値等は、原則として暫定基準等(最終案)公表時に当方が把握していたものであり、最新の情報とは異なる可能性がある。

【食品健康影響評価を実施する部会を指定する農薬】

フェンピロキシメート

諮問理由	化学構造	作用機序	用途	評価資料
暫定基準 適用拡大申請	フェノキシ ピラゾール系	ミトコンドリア 電子伝達系阻害	殺虫剤	農薬抄録 JMPR 米国

【試験成績の概要】

1. 基準参照国（機関）は日本、JMPR 及び EPA。
2. トマト、とうがらし類、うめ及びおうとうに対する適用拡大申請がなされている。

【事務局における気づきの点】

1. 動物体内運命試験

ラットに単回経口投与後の T_{max} は低用量(1.5～2 mg/kg 体重)では 7.2～11.4 時間、中用量～高用量（15～400 mg/kg 体重）では、24～100 時間であった。吸収率は 55～61%であり、肝臓、腎臓又は脂肪に高く分布した。フェンピロキシメート投与により、尿中及び胆汁中に親化合物は検出限界以下～0.5%**TAR** であった。尿中の主要代謝物は、**I** 又は **S** で、10%**TAR** を超える個別の代謝物は認められなかった。糞中の主要成分は親化合物で、主要代謝物に **B** 又は **D** が認められた。主要排泄経路は糞中であった。

2. 植物体内運命試験

みかん、茶、きゅうり、りんご、ぶどう及びさやいんげんにおける主要成分は親化合物で、主要代謝物に **B** 及び **M** が認められた。

きゅうり及びみかんにおける放射能移行試験で、果肉中への残留放射能の移行は認められなかった。

3. 毒性試験における主な影響は、体重増加抑制であった。

4. 神経毒性、催奇形性、繁殖能に対する影響、発がん性及び遺伝毒性は認められなかった。

【評価を受ける部会】：評価第二部会

フェンピロキシメート(FENPYROXIMATE)

	残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	Codex	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型		残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	Codex	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型
農産物に係る基準値												みかん	0.5	現行	0.5								
米(玄米)	0.02	その他									6-4	なつみかん											
												なつみかんの外果皮											
小麦	0.02	その他									6-4	なつみかんの果実全体	1	現行	1								
大麦	0.02	その他									6-4	レモン	1	現行	1								
ライ麦	0.02	その他									6-4	オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	1	現行	1								
とうもろこし	0.02	その他									6-4	グレープフルーツ	1	現行	1								
そば	0.02	その他									6-4	ライム	1	現行	1								
その他の穀類	0.02	その他									6-4	その他のかんきつ類果実	1	現行	1								
大豆	0.1	現行	0.1									りんご	0.5	現行	0.5								
小豆類	0.05	現行	0.05									日本なし	1	現行	1								
えんどう	0.2	現行	0.2									西洋なし	1	現行	1								
そら豆	0.02	その他									6-4	マルメロ	0.4	海外			0.4					5	
らっかせい	0.02	その他									6-4	びわ	0.2	現行	0.2								
その他の豆類	0.02	その他									6-4												
ばれいしょ	0.02	その他									6-4	もも	0.1	現行	0.1								
さといも類(やつがしらを含む。)	0.02	その他									6-4	ネクタリン	1	現行	1								
かんしょ	0.02	その他									6-4	あんず(アブリコットを含む。)	0.02	その他								6-4	
やまいも(長いものをいう。)	0.02	その他									6-4	すもも(プルーンを含む。)	0.02	その他								6-4	
こんにゃくいも	0.02	その他									6-4	うめ	0.02	その他								6-4	
その他のいも類	0.02	その他									6-4	おうとう(チェリーを含む。)	0.5	現行	0.5								
てんさい	0.05	現行	0.05									いちご	0.5	現行	0.5								
さとうきび	0.02	その他									6-4	ラズベリー	0.02	その他								6-4	
												ブラックベリー	0.02	その他								6-4	
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.02	その他									6-4	ブルーベリー	0.02	その他								6-4	
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.02	その他									6-4	クランベリー	0.02	その他								6-4	
かぶ類の根	0.02	その他									6-4	ハuckleberry	0.02	その他								6-4	
かぶ類の葉	0.02	その他									6-4	その他のベリー類果実	1	現行	1								
西洋わさび	0.02	その他									6-4												
クレソン	0.02	その他									6-4	ぶどう	2	現行	2								
はくさい	0.02	その他									6-4	かき	0.5	現行	0.5								
キャベツ	0.02	その他									6-4	バナナ	0.02	その他								6-4	
芽キャベツ	0.02	その他									6-4	キウイ	0.1	現行	0.1								
ケール	0.02	その他									6-4	パパイヤ	0.02	その他								6-4	
こまつな	0.02	その他									6-4	アボカド	0.02	その他								6-4	
きょうな	0.02	その他									6-4	パイナップル	0.02	その他								6-4	
チンゲンサイ	0.02	その他									6-4	グアバ	0.02	その他								6-4	
カリフラワー	0.02	その他									6-4	マンゴ	1	現行	1								
ブロッコリー	0.02	その他									6-4	パッションフルーツ	0.02	その他								6-4	
その他のあぶらな科野菜	0.02	その他									6-4	なつめやし	0.02	その他								6-4	
ごぼう	0.02	その他									6-4	その他の果実	0.5	現行	0.5								
サルシフィ	0.02	その他									6-4												
アーティチョーク	0.02	その他									6-4	ひまわりの種子	0.02	その他								6-4	
デコリ	0.02	その他									6-4	ごまの種子	0.02	その他								6-4	
エンダイブ	0.02	その他									6-4	べにばなの種子	0.02	その他								6-4	
しゅんぎく	0.02	その他									6-4	綿実	0.1	現行	0.1								
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	0.02	その他									6-4	なたね	0.02	その他								6-4	
その他のきく科野菜	0.5	現行	0.5									その他のオイルシード	0.02	その他								6-4	
たまねぎ	0.02	その他									6-4	ぎんなん	0.02	その他								6-4	
ねぎ(リーキを含む。)	0.02	その他									6-4	くり	0.02	その他								6-4	
にんにく	0.02	その他									6-4	ペカン	0.02	その他								6-4	
にら	0.02	その他									6-4	アーモンド	0.02	その他								6-4	
アスパラガス	0.02	その他									6-4	くるみ	0.02	その他								6-4	
わけぎ	0.02	その他									6-4	その他のナッツ類	0.02	その他								6-4	
その他のゆり科野菜	0.02	その他									6-4												
にんじん	0.02	その他									6-4	茶	10	現行	10								
パースニップ	0.02	その他									6-4	コーヒー豆	0.02	その他								6-4	
パセリ	0.5	現行	0.5									カカオ豆	0.02	その他								6-4	
セロリ	0.02	その他									6-4	ホップ	15	現行	15								
みつば	2	現行	2									その他のスパイス	5	独立									
その他のせり科野菜	0.5	現行	0.5									その他のハーブ	5	独立									
トマト	0.5	現行	0.5																				
ピーマン	0.5	現行	0.5																				
なす	0.5	現行	0.5																				
その他のなす科野菜	0.5	現行	0.5																				
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5	現行	0.5																				
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.02	その他									6-4												
しろりり	0.02	その他									6-4												
すいか	1	現行	1																				
メロン類果実	1	現行	1																				
まくわうり	0.02	その他									6-4												
その他のうり科野菜	0.5	現行	0.5																				
ほうれんそう	0.5	現行	0.5																				
たけのこ	5	現行	5																				
オクラ	0.02	その他									6-4												
しょうが	0.02	その他									6-4												
米成熟えんどう	2	現行	2																				
米成熟いんげん	2	現行	2																				
えだまめ	2	現行	2																				
マッシュルーム	0.02	その他									6-4												
しいたけ	0.02	その他									6-4												
その他のきのこ類	0.02	その他									6-4												
その他の野菜	5	現行	5																				

フェンピロキシメート(FENPYROXIMATE)

	残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	Codex	米国	豪州	加国	EU	NZ	類型		残留基準値	参考基準国	残留基準	Codex	類型
畜水産物に係る基準値												加工食品に係る基準値					
牛の筋肉	0.03	海外				0.03					5						
豚の筋肉	0.005	その他									6-5						
その他の陸棲哺乳類の筋肉	0.03	海外				0.03					5						
牛の脂肪	0.02	Codex			0.02	0.03					2	ミネラルウォーター類に係る基準値					
豚の脂肪	0.005	その他									6-5						
その他の陸棲哺乳類の脂肪	0.03	海外				0.03					5						
牛の肝臓	0.01	Codex			0.01	0.25					2						
豚の肝臓	0.005	その他									6-5						
その他の陸棲哺乳類の肝臓	0.3	海外				0.25					5						
牛の腎臓	0.01	Codex			0.01	0.25					5						
豚の腎臓	0.005	その他									6-5						
その他の陸棲哺乳類の腎臓	0.3	海外				0.25					5						
牛の食用部分	0.03	海外				0.03					5						
豚の食用部分	0.005	その他									6-5						
その他の陸棲哺乳類の食用部分	0.03	海外				0.03					5						
乳	0.005	Codex			0.005	0.015					2						
鶏の筋肉	0.005	その他									6-5						
その他の家禽の筋肉	0.005	その他									6-5						
鶏の脂肪	0.005	その他									6-5						
その他の家禽の脂肪	0.005	その他									6-5						
鶏の肝臓	0.005	その他									6-5						
その他の家禽の肝臓	0.005	その他									6-5						
鶏の腎臓	0.005	その他									6-5						
その他の家禽の腎臓	0.005	その他									6-5						
鶏の食用部分	0.005	その他									6-5						
その他の家禽の食用部分	0.005	その他									6-5						
鶏の卵	0.005	その他									6-5						
その他の家禽の卵	0.005	その他									6-5						
魚介類(さけ目魚類に限る。)	0.005	その他									6-5						
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)	0.005	その他									6-5						
魚介類(すずき目魚類に限る。)	0.005	その他									6-5						
魚介類(その他の魚類に限る。)	0.005	その他									6-5						
魚介類(貝類に限る。)	0.005	その他									6-5						
魚介類(甲殻類に限る。)	0.005	その他									6-5						
その他の魚介類	0.005	その他									6-5						
はちみつ	0.005	その他									6-5						

※留意事項※

※茶の分析法は熱湯抽出法による。

※茶の見方他※

・「残留基準値」の列(太字・黄色背景)にある数値が、現在「食品、添加物等の規格基準(昭和34年12月28日厚生省告示第370号)」において告示されている基準値である。

・基準値が空欄の食品については、一律基準値0.01ppmが適用される。

・表中の農作物、畜水産物、加工食品の名称は、告示されているものと便宜的に異なる場合がある。

・個別の食品がどの分類に属するかの詳細については、別途お示しすることとしているが、該当がない食品(ワカメ等の海藻類や、ワニの肉、プロボリス等のその他食品)については、一律基準値が適用される。

・加工食品については、当該加工食品に基準値がある場合、また当該加工食品から派生した加工食品について判断する場合、加工食品の基準が優先して適用される。

・なお、加工食品のうち残留基準を設定しないものについては、原則として、残留基準に適合した原材料を用いて製造され又は加工されたものであれば、流通を可能とすることとする。

・表中の残留基準値は、平成17年11月29日現在のものであり、今後随時改訂されることがあり得る。

・表中の登録保留基準値、国際基準値、海外基準値等は、原則として暫定基準等(最終案)公表時に当方が把握していたものであり、最新の情報とは異なる可能性がある。

c厚生労働省, 2005. All rights reserved.

【食品健康影響評価を実施する部会を指定する農薬】

ホサロン

諮問理由	化学構造	作用機序	用途	評価資料
・ 暫定基準 ・ 適用拡大	有機リン系	アセチルコリンエステラーゼ阻害	殺虫剤	・ 農薬抄録 ・ JMPR 資料 ・ EPA 資料

【試験成績の概要】

1. 暫定基準は別添のとおり。基準参照国（機関）は JMPR 及び米国。
2. きゅうり及び茶に対する適用拡大申請がなされている。

【事務局における気づきの点】

1. ラットの動物体内運命試験において、経口投与されたホサロンの体内吸収率は 62～68%と算出された。血中における T_{max} は低用量で 1～2 時間、高用量で 3～6 時間、 $T_{1/2}$ は 3.5～9 時間であった。臓器及び組織へ蓄積性はみられず、主要排泄経路は尿中であった。尿中の親化合物は 0.1%**TAR** 未満であり、同定された代謝物は [17]（スルフォキシド）及びスルフォン[18]（スルフォン）（いずれも 1%**TAR** 以下）であった。糞中では親化合物は 14～16%**TAR** 検出され、同定された代謝物は [16]（メチルスルフィド）（0.8%**TAR** 以下）のみであった。
2. ソルガム、りんご及びぶどうの植物体内運命試験の結果、各試料における主要残留物は親化合物であり、代謝物として [2]（オキソホサロン）、[10]（グリコシド）、[11]（[10]のアグリコン）等が認められたが、10%**TRR** を超えて検出された代謝物は、ソルガムにおける[11]（茎葉で 16.7%**TRR**）のみであった。
3. 毒性試験において、ホサロン投与による影響として、主に ChE 活性阻害が認められた。
4. 神経毒性、遅発性神経毒性、発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び生体にとって問題となる遺伝毒性は認められなかった。

【評価担当部会】：評価第一部会

ホサロン(PHOSALONE)

	残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	Codex	米	豪	加	E	N	類		残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	Codex	米	豪	加	E	N	類
農産物に係る基準値												みかん	1	登録							1.5	1	3-1
米(玄米)												なつみかん											
												なつみかんの外果皮											
小麦												なつみかんの果実全体	1	登録							1.5	1	3-1
大麦												レモン	1	登録							1.5	1	3-1
ライ麦												オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	1	登録							1.5	1	3-1
とうもろこし												グレープフルーツ	1	登録							1.5	1	3-1
そば												ライム	1	登録							1.5	1	3-1
その他の穀類												その他のかんきつ類果実	1	登録							1.5	1	3-1
大豆												りんご	2	Codex				10		5	2		1-1
小豆類												日本なし	2	Codex			2			2	2	2	2
えんどう	1	海外							1	5		西洋なし	2	Codex			2	10		2	2	2	2
そら豆												マルメロ	2	Codex							2	2	1-1
らっかせい												びわ	2	Codex			2				2		1-1
その他の豆類												もも	2	Codex			2	15		4	2		1-1
ばれいしょ	0.1	登録		0.1						4		ネクタリン	2	Codex			2			4	1		1-1
さといも類(やつがしらを含む。)	0.1	登録		0.1					0.1	3-1		あんず(アブリコットを含む。)	2	Codex			2	15		4	1		1-1
かんしょ	0.1	登録		0.1					0.1	3-1		すもも(プルーンを含む。)	2	Codex			2	15		5	1		1-1
やまいも(長いもをいう。)	0.1	登録		0.1					0.1	3-1		うめ	2	Codex			2				1		1-1
こんにゃくいも	0.1	登録		0.1					0.1	3-1		おうとう(チェリーを含む。)	2	Codex			2	15		6	1		1-1
その他のいも類	0.1	登録		0.1					0.1	3-1		いちご	1	登録							1		3-1
てんさい	0.1	海外							0.1	5		ラズベリー	1	登録							1		3-1
さとうきび												ブラックベリー	1	登録							1		3-1
												ブルーベリー	1	登録							1		3-1
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.5	登録		0.5					0.1	3-1		クランベリー	1	登録							1		3-1
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.5	登録		0.5					1	3-1		ハuckleberry	1	登録							1		3-1
かぶ類の根	0.5	登録		0.5					0.1	3-1		その他のベリー類果実	1	登録							1		3-1
かぶ類の葉	0.5	登録		0.5					1	3-1													
西洋わさび	0.5	登録		0.5					0.1	3-1		ぶどう	1	登録			10		5	1			3-1
クレソン	0.5	登録		0.5					1	3-1		かき	1	登録							1		3-1
はくさい	0.5	登録		0.5					1	3-1		バナナ	1	登録							1		3-1
キャベツ	0.5	登録		0.5					1	3-1		キウイ	1	登録							1		3-1
芽キャベツ	0.5	登録		0.5					1	3-1		パパイヤ	1	登録									4
ケール	0.5	登録		0.5					1	3-1		アボカド	1	登録							1		3-1
こまつな	0.5	登録		0.5					1	3-1		パイナップル	1	登録							1		3-1
きょうな	0.5	登録		0.5					1	3-1		グアバ	1	登録							1		3-1
デンゲンサイ	0.5	登録		0.5					1	3-1		マンゴ	1	登録							1		3-1
カリフラワー	0.5	登録		0.5					1	3-1		パッションフルーツ	1	登録							1		3-1
ブロッコリー	0.5	登録		0.5					1	4		なつめやし	1	登録									4
その他のあぶらな科野菜	0.5	登録		0.5					1	3-1		その他の果実	1	登録							1		3-1
ごぼう	0.5	登録		0.5					0.1	3-1		ひまわりの種子	1	登録									4
サルシフィー	0.5	登録		0.5					0.1	3-1		ごまの種子	1	登録									4
アーティチョーク	0.5	登録		0.5				15	1	3-1		べにばなの種子	1	登録									4
デユリ	0.5	登録		0.5					1	3-1		綿実	1	登録									4
エンダイブ	0.5	登録		0.5					1	3-1		なたね	1	登録									4
しゅんぎく	0.5	登録		0.5					1	3-1		その他のオイルシード	1	登録									4
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	0.5	登録		0.5					1	3-1		ぎんなん	1	登録							1		3-1
その他のきく科野菜	0.5	登録		0.5					1	3-1		くり	1	登録							1		3-1
たまねぎ	0.5	登録		0.5					1	3-1		ペカン	1	登録							1		3-1
ねぎ(リーキを含む。)	0.5	登録		0.5					1	3-1		アーモンド	0.1	Codex			0.1				1		1-1
にんにく	0.5	登録		0.5					1	3-1		くるみ	0.05	Codex			0.05				1		1-1
にら	0.5	登録		0.5					1	3-1		その他のナッツ類	0.05	Codex			0.05				1		1-1
アスパラガス	0.5	登録		0.5					1	3-1		茶	2	登録			2				0.1		3-1
わけぎ	0.5	登録		0.5					1	3-1		コーヒー豆											
その他のゆり科野菜	0.5	登録		0.5					1	3-1		カカオ豆											
にんじん	0.5	登録		0.5					0.1	3-1		ホップ											
パースニップ	0.5	登録		0.5					0.1	3-1		その他のスパイス(種子、果実、根及び根茎を除く。)	1	独立									
パセリ	0.5	登録		0.5						4		その他のハーブ	0.5	独立									
セロリ	0.5	登録		0.5					1	3-1													
みつば	0.5	登録		0.5					1	3-1													
その他のせり科野菜	0.5	登録		0.5					1	3-1													
トマト	0.5	登録		0.5					1	3-1													
ピーマン	0.5	登録		0.5					1	3-1													
なす	0.5	登録		0.5					1	3-1													
その他のなす科野菜	0.5	登録		0.5					1	3-1													
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5	登録		0.5					1	3-1													
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.5	登録		0.5						4													
しろり	0.5	登録		0.5						4													
すいか	0.1	現行	0.1																				
メロン類果実	1	登録		1						1	3-1												
まくわうり	1	登録		1							4												
その他のうり科野菜	0.5	登録		0.5							4												
ほうれんそう	0.5	登録		0.5					1	3-1													
たけのこ	0.5	登録		0.5						4													
オクラ	0.5	登録		0.5						4													
しょうが	0.5	登録		0.5					0.1	3-1													
米成熟えんどう	0.5	登録		0.5						4													
米成熟いんげん	0.5	登録		0.5					1	3-1													
えだまめ	0.5	登録		0.5					1	3-1													
マッシュルーム	0.5	登録		0.5						1	3-1												
しいたけ	0.5	登録		0.5						1	3-1												
その他のきのこ類	0.5	登録		0.5						1	3-1												
その他の野菜	0.5	登録		0.5						1	3-1												

ホサロン(PHOSALONE)

	残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	Codex	米国	豪州	加国	EU	NZ	類型		残留基準値	参考基準国	残留基準	Codex	類型
畜水産物に係る基準値												加工食品に係る基準値					
牛の筋肉												乾燥させたその他のスパイス(果実に限る。)	2	Codex		2	2
豚の筋肉												乾燥させたその他のスパイス(種子に限る。)	2	Codex		2	2
その他の陸棲哺乳類の筋肉												乾燥させたその他のスパイス(根又は根茎に限る。)	3	Codex		3	2
牛の脂肪												ミネラルウォーター類に係る基準値					
豚の脂肪																	
その他の陸棲哺乳類の脂肪																	
牛の肝臓																	
豚の肝臓																	
その他の陸棲哺乳類の肝臓																	
牛の腎臓																	
豚の腎臓																	
その他の陸棲哺乳類の腎臓																	
牛の食用部分																	
豚の食用部分																	
その他の陸棲哺乳類の食用部分																	
乳																	
鶏の筋肉																	
その他の家禽の筋肉																	
鶏の脂肪																	
その他の家禽の脂肪																	
鶏の肝臓																	
その他の家禽の肝臓																	
鶏の腎臓																	
その他の家禽の腎臓																	
鶏の食用部分																	
その他の家禽の食用部分																	
鶏の卵																	
その他の家禽の卵																	
魚介類(さけ目魚類に限る。)																	
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)																	
魚介類(すずき目魚類に限る。)																	
魚介類(その他の魚類に限る。)																	
魚介類(貝類に限る。)																	
魚介類(甲殻類に限る。)																	
その他の魚介類																	
はちみつ																	

※留意事項※

※表の見方他※

- ・「残留基準値」の列(太字・黄色背景)にある数値が、現在「食品、添加物等の規格基準(昭和34年12月28日厚生省告示第370号)」において告示されている基準値である。
- ・基準値が空欄の食品については、一律基準値0.01ppmが適用される。
- ・表中の農作物、畜水産物、加工食品の名称は、告示されているものと便宜的に異なる場合がある。
- ・個別の食品がどの分類に属するかの詳細については、別途お示しすることとしているが、該当がない食品(ワカメ等の海藻類や、ワニの肉、プロボリス等のその他食品)については、一律基準値が適用される。
- ・加工食品については、当該加工食品に基準値がある場合、また当該加工食品から派生した加工食品について判断する場合、加工食品の基準が優先して適用される。
- ・なお、加工食品のうち残留基準を設定しないものについては、原則として、残留基準に適合した原材料を用いて製造され又は加工されたものであれば、流通を可能とすることとする。

- ・表中の残留基準値は、平成17年11月29日現在のものであり、今後随時改訂されることがあり得る。
- ・表中の登録保留基準値、国際基準値、海外基準値等は、原則として暫定基準等(最終案)公表時に当方が把握していたものであり、最新の情報とは異なる可能性がある。

c厚生労働省, 2005. All rights reserved.

農薬専門調査会体制(平成22年6月農薬専門調査会決定)

